

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

## 1. 要件

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるように改修工事(1戸当たり工事費30万円以上のものに限る。)を施工した場合において、原則として改修後3ヶ月以内に申告された方に限り、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

## 2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じた期間とする。

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日から平成21年12月31日までに改修した場合	3年度分
平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合	2年度分
平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合	1年度分

## 3. 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の2分の1
1戸当たりの床面積が120平方メートル以上のもの	120平方メートル分の税額の2分の1

## 4. 申告方法 ※申請書の記載例が裏面にありますのでご覧下さい。

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修後3ヶ月以内に耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書及び耐震改修に要した費用を証する書類を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所(中央区、若葉区、緑 区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部)資産税課家屋班へ申告してください。

なお、千葉市の耐震改修の補助金を受けている場合、証明窓口は住宅政策課の課内室「住環境対策室」となっております。(電話 245-5896 内線 90-6528・6529)

# 記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

## 住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地

納税義務者 氏名 千葉 太郎

電話 〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目1234番地
家屋番号	〇〇番〇
種類	居宅
構造	木造
床面積	123.45㎡
建築年月日	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登記年月日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
耐震改修が完了した年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
耐震改修に要した費用	987,500円
備考	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合等に理由をご記入下さい。

### 添付書類

- ① 総務省令で定める耐震基準に適合することを証する書類。
- ② 耐震改修に要した費用を証する書類。 ※詳細は裏面をご覧ください。

処理印	受付

平成 年 月 日

## 住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

千葉市長



住所  
納税義務者 氏名  
電話 ( )

減額を受けようとする家屋	
家屋の所在地	千葉市 区
家屋番号	番
種類	
構造	
床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	昭和 年 月 日
登記年月日	昭和・平成 年 月 日
耐震改修が完了した年月日	平成 年 月 日
耐震改修に要した費用	円
備考	

### 添付書類

- ① 総務省令で定める耐震基準に適合することを証する書類。
- ② 耐震改修に要した費用を証する書類。

処理	受付